（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書

１　施設の名称及び所在地

施　設　名　称	訪問リハビリステーション大宮
所　　在　　地	埼玉県さいたま市西区清河寺６８５－１
法　　人　　名	医療法人社団　葵会
代　表　者　名	理事長　新谷　幸義
電　話　番　号	０４８－６２１－１１５５
サービスの種類	（介護予防）訪問リハビリテーション
介護保険事業者番号	１１７６５１３６３６

２　事業の目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、及び介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

３　運営の方針

（１）訪問リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

（２）介護予防訪問リハビリテーション

利用者が要支援１、２の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

４　職員の職種・員数

管理者　１名　　機能訓練士　１名以上

５　営業日及び営業時間

営業日	営　業　時　間　等
月曜日～土曜日	午前９：００～午後５：００
日曜日	定休日
年末・年始	１２月３１日～１月３日：休業

７　サービスの内容

（１）機能訓練：日常生活動作を含む利用者の機能保持及び機能訓練を図っています。

（２）生活相談：利用者の基本的人権を尊重し、細やかな愛情もとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進及び機能回復に努めてまいります。

８　サービスの利用料等

（１）　訪問リハビリテーション利用料　（２０分）　加算内訳含む

各　加　算	１割負担	２割負担	３割負担
訪問リハビリテーション費	３３４円	６６７円	１，００１円
短期集中リハビリテーション実施加算	２１７円	４３４円	６５０円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	２６０円	５２０円	７８０円
リハビリテーションマネジメント加算１	１９５円	３９０円	５８５円
リハビリテーションマネジメント加算２	２３１円	４６２円	６９２円
リハビリテーションマネジメント加算３	２９３円	５８５円	８７８円
口腔連携強化加算	５５円	１０９円	１６３円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	７円	１３円	２０円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	４円	７円	１０円
計画診療未実施減算	－５５円	－１０９円	－１６３円
退所時共同指導加算	６５０円	１，３００円	１，９５０円
移行支援加算	１９円	３７円	２０円

（２） 介護予防訪問リハビリテーション利用料　加算内訳含む

各　加　算	１割負担	２割負担	３割負担
(予)訪問リハビリテーション費	３２３円	６４６円	９６９円
(予)短期集中リハビリテーション実施加算	２１７円	４３４円	６５０円
(予)口腔連携強化加算	５５円	１０９円	１６３円
(予)計画診療未実施減算	－５５円	－１０９円	－１６３円
(予)１２月超減算	－３３円	－６５円	－９８円
退所時共同指導加算	６５０円	１，３００円	１，９５０円
(予)サービス提供体制加算(Ⅰ)	７円	１３円	２０円
(予)サービス提供体制加算(Ⅱ)	４円	７円	１０円

（３） 支払方法

利用月の末締めとし、翌月の２８日（金融機関休日の場合は翌営業日）までにご指定の金融機関から口座振替、または指定銀行にお振込み下さい。

お支払いただきますと領収書を発行いたします。

９　サービスの利用方法

（１） サービスの利用開始

まずはお電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

（２）サービスの終了

ア　利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

イ　当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了１ヶ月前までに文書にて通知いたします。

ウ　自動終了

次の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

①　利用者が施設に入所した場合、あるいは医療機関に入院した場合

②　介護給付・介護予防給付を受けていた利用者の要介護・要支援区分が、非該当（自立）と認定された場合（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）

③　利用者がお亡くなりになった場合

エ　その他

①　当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合又は当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって直ちにサービスを終了することができます。

②　利用者や家族等が当事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、暴言、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合、当事業者は文書にて通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

１０　サービスの現状及び留意事項

（１）サービスの現状

項　　目	有 無	備　　考
男性職員の有無	有	―
時間延長の可否	否	―
従業員への研修の実施	有	月１～２回の施設内研修の実施
サービスマニュアルの有無	有	―

（２）サービス利用にあたっての留意事項

ア　利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。

イ　利用者は、事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。

ウ　その他、この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項は契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

１１　通常の営業実施地域

さいたま市西区・北区・大宮区・中央区・見沼区・桜区

上尾市（施設から５㎞以内）

１２　非常災害対策

（１）防火教育および基本訓練（消火・通報・避難）　年２回以上

（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）

（２）利用者を含めた総合避難訓練　年１回以上

（３）非常災害設備の使用方法の徹底　随時

１３　事故発生時の対応

（１）　事故発生時は速やかに家族、関係機関（さいたま市、居宅介護支援事業所等）に連絡し対応します。

（２）　サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。

１４　高齢者虐待防止について

施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止のための指針の整備、定期的な研修の実施を行い、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

（２）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをさいたま市等に通報します。

１５　緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は状況に応じ、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

１６　サービス内容に関する相談・苦情

（１）施設ご利用相談・苦情担当

苦情担当　　事務長

相談担当　　リハビリ科主任

連　絡　先　　電話 048-621-1155

（２）その他

当施設以外に行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568
さいたま市役所介護保険課	048-829-1264
さいたま市西区役所高齢介護課	048-620-2668

契約する場合は、以下のことを確認すること。

令和　　年　　月　　日

(介護予防）訪問リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

＜事業者＞　所在地　埼玉県さいたま市西区清河寺６８５－１
名　称　医療法人社団　　葵会
訪問リハビリステーション大宮

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防）訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

＜利用者＞　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（代理人）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印